

2026年6月

お客さま各位

株式会社 大垣共立銀行

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた各種規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了」の実施に伴い、下記の通り各種規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用いたしますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

2026年10月1日（木）

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座用）
- (2) 当座勘定規定（ポピュラーチェック用）
- (3) 普通預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 通知預金規定
- (6) 定期預金共通規定
- (7) 年金定期預金規定
- (8) <大垣共立>代金取立規定
- (9) <大垣共立>振込規定

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>②～④ 略</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>②～④ 略</p>
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②～④ 略</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p>②～④ 略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出</u></p>

改定前	改定後
<p>③～⑦ 略</p>	<p><u>された手形であることを</u>確認してください。</p> <p>③～⑦ 略</p>
<p>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>① 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>② 略</p>	<p>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>① 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p>② 略</p>
<p>第18条 (線引小切手の取扱い)</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>② 略</p>	<p>第18条 (線引小切手の取扱い)</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することがあります。</u></p> <p>② 略</p>
<p>約束手形用法</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>4. ～8. 略</p>	<p>約束手形用法</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。</p> <p>4. ～8. 略</p>

改定前	改定後
<p>為替手形用法</p> <p>1. ～3. 略</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>5. ～10. 略</p>	<p>為替手形用法</p> <p>1. ～3. 略</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>5. ～10. 略</p>
<p>小切手用法</p> <p>1. 略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>3. ～8. 略</p>	<p>小切手用法</p> <p>1. 略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p>3. ～8. 略</p>

(2) 当座勘定規定（ポピュラーチェック用）

改定前	改定後
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>②～④ 略</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>②～④ 略</p>

改定前	改定後
<p>第7条（小切手、手形の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお</u>、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>②～⑤ 略</p>	<p>第7条（小切手、手形の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p>②～⑤ 略</p>
<p>第8条（小切手、手形用紙等）</p> <p>① 当社を支払人とする小切手を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③～⑦ 略</p>	<p>第8条（小切手、手形用紙等）</p> <p>① 当社を支払人とする小切手を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認</u>してください。</p> <p>③～⑦ 略</p>
<p>第18条 （振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>① 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示さ</p>	<p>第18条 （振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>① 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡す</p>

改定前	改定後
<p>れたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>② 略</p>	<p>ることなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p>② 略</p>
<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>②～③ 略</p>	<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することがあります。</u></p> <p>②～③ 略</p>
<p>約束手形用法</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>4. ～8. 略</p>	<p>約束手形用法</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>4. ～8. 略</p>
<p>小切手用法</p> <p>1. 略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>3. ～7. 略</p>	<p>小切手用法</p> <p>1. 略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u></p> <p>3. ～7. 略</p>

(3) 普通預金規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) ~ (5) 略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (5) 略</p>

(4) 貯蓄預金規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p> <p>(2) ~ (5) 略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (5) 略</p>

(5) 通知預金規定

改定前	改定後
<p>4. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を</p>	<p>4. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預</p>

改定前	改定後
<p>預入日とします。</p> <p>(2) 略</p>	<p>入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>(2) 略</p>

(6) 定期預金共通規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、この証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、この証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>(2) 略</p>

(7) 年金定期預金規定

改定前	改定後
<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 略</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u></p> <p>(2) 略</p>

(8) <大垣共立>代金取立規定

改定前	改定後
<p>1. (取扱証券類)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 2025年2月1日以降は2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手について、期日管理が必要な代金取立の受付は行いません。</p>	<p>1. (取扱証券類)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 2025年2月1日以降は2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手について、期日管理が必要な代金取立の受付は行いません。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振出された、当社を支払場所とする手形または当社を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>

(9) <大垣共立>振込規定

改定前	改定後
<p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。ただし、当社の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当社が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。</p> <p>(2) ~ (4) 略</p>	<p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。ただし、当社の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当社が振込資金等とするために<u>当社を支払人とする</u>小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。</p> <p>(2) ~ (4) 略</p>

以上